

一時金(ボーナス)は削減せず、現行どおり12月10日に支給 地域手当引上げ(11%→11.8%)を回答(実施時期は協議中) 非常勤職員の祝日勤務にかかる待遇について「今後研究を進める」

**交渉での追及を反映
した回答を引き出す**

11月25日、病院機構当局は、府職労病院労組が11月4日に提出した「2021年秋冬季要求書」に対する最終回答を行いました。

11月15日に行つた団体交渉での職場実態にもとづく追及を受けて、一時金(ボーナス)について、「この間の職員の労苦を踏まえ、現行の給与規程に基づき、12月10日に支給したい」と回答しました。

府職員の一時金削減が回答されるもと、この間の交渉での「コロナ禍での病院職員の奮闘に応えよ」との声に応じる回答となりました。

また、これまで強く要求していた地域手当の引き上げについては、府職員と同じ水準に引き上げる(11%→11.8%)との回答が示されました。非常勤職員の待遇改善については、昨年度、服

職員増に向けて 取り組みを強化

職員の増員については、この間の交渉の中で「少しあり」「少し」との回答が示されました。この間の交渉の中では、病院からの方針を把握し、時間外勤務等の実態を把握し、労働条件について交渉するため、各セセクターの上半期の退職者3年間の平均分を4月に

喪休暇の対象者の拡充及び結婚休暇の新設をするとともに、特殊勤務加算額の支給が実現し、来年の年次休暇を付与されます。それに加え、祝日勤務にかかる待遇について、今後研究を進めていくとの回答が示されました。

しかし、非常勤職員の賃金引上げ(経験加算)、一時金(ボーナス)や退職金の支給については、前進的な回答が全くありませんでした。

引き続き、待遇改善に向けて取り組みを進めます。

希望どおりに取得 できる年休制度を

また、来年4月より夏季休暇を廃止し、年次有給休暇を5日間増やす問題については、どのように年休取得率を高め、職員の希望どおりの休暇取得や連休を確保するのか、その具体的な方策について「細部協議を行う」との回答を踏まえ、引き続き協議を行っていきます。

交渉できるのは 労働組合があるから

こうして病院の職場や労働条件について交渉できるのは労働組合があるからです。黙つていて良くなることは絶対にありません。そして、交渉して勝ち取った成果は全ての職員に反映されます。

労働組合の活動や交渉を支えるのは一人一人の組合員です。労働組合に加入し、いつしょに声をあげましょう。

採用するバッファ採用し、定数以上を配置し、欠員が生じないように努力している」との考え方が示されたので、引き続き増員に向けての取り組みを強化します。

他にも、すでに大阪府で制度化している不妊治療休暇や小学校3年生までの子育て部分休暇制度はじめ、さまざまな課題が残されたままとなっています。これらの要求実現に向けて引き続き奮闘します。



↑組合加入は
こちらから